

NRIC の未来は広報次第か

田中尚人

東京農業大学菌株保存室 〒156-8502 世田谷区桜丘 1-1-1

Publicity activities of NRIC

Naoto Tanaka

NODAI Culture Collection Center, Tokyo University of Agriculture
1-1-1 Sakuragaoka, Setagaya-ku, Tokyo 156-8502, Japan

1. はじめに

東京農業大学の原点である徳川育英会育英農農業科は榎本武揚によって1891年に設立され、それから69年後の1960年に菌株保存室(NRIC)が設置された。当時は背景に醸造学科や農芸化学科が存在したことから、おのずと保存株の中心は発酵食品に関する微生物株が多くを占めるようになったと考えられ、その伝統が現在までも引き継がれている。結果、約8,000株を保存するにいたっており、そのなかでも多様性に富んだ約5,000株の乳酸菌を保存しているのがNRICの大きな特徴である。幸いにも乳酸菌のさまざまな有用性が認知されるようになり、保存株の資源としての価値は高まっている。

NRICはこの特徴を活かして長年にわたって学内外への学術的、社会的貢献をしてきたはずなのだが、あまり大学において存在価値は高くない。そのためNRICは基本的に組織内のさまざまなファクターおよび度重なる組織改編により常に存続が危ぶまれている。現在は「ワンオペ」であり、なおかつ「経営努力するように」という言葉も出始めている。複数の機関からは冗談半分で「菌株を引き受ける」という温かいお言葉もいただいている。

このような状況のNRICの未来は保存乳酸菌株の有用性を活かした地道な努力に掛かっているといっても過言ではない。ここではNRICの生き残り戦略の一つとして取り組み始めた内外への広報について簡単に紹介する。

2. 業務内容

NRICの業務は多くの菌株保存機関と同じく図1に

E-mail: n3tanaka@nodai.ac.jp

示す菌株の分譲と寄託である。あえて挙げられる特徴的な内容は以下のとおりである。現在、すべてのサービスは学内無償、学外有償である。

1) 分譲

乳酸菌に限らず保存株には公開株と非公開株がある。前者は主に基準株等の学術的な使用が見込まれる株、後者は資源としてポテンシャルのあるNRICオリジナル株である。非公開株はその名のとおりカタログには掲載しない保存株であり、ユーザーからの個別相談に応じて分譲する形となっている。分譲する非公開株のほとんどは乳酸菌であり、分譲株の商業利用を目指す学外のユーザーが多い。そのため非公開株に関しては分譲のみならず菌株の選抜や技術的な協力等の乳酸菌コンサルティングも伴う。加えていうならば、学内ではNRICは微生物コンサルタントでもある。

2) 寄託

本学の微生物資源管理を主業務とし、菌株寄託(学内のみ対象)および菌株を寄託せずに個人で管理するためのアンプル作成(学内外対象)も行っている。

3. 非公開株の利用契約

基本的にNRICの非公開株は研究成果物であり、本学に帰属する遺伝資源である。ユーザーに分譲した非公開株において有用性や機能性が見出され最終的に商業利用する場合、菌株の所有権は移転せずに商業利用契約を結ぶ。ここでは、商業利用を目的とした非公開株の分譲および利用に関する契約について紹介する。

分譲から商業利用までは以下に述べる3段階の契約がある。各契約の段階で第三者への再分譲の制限や知財に関連するような成果の帰属についても定めてい

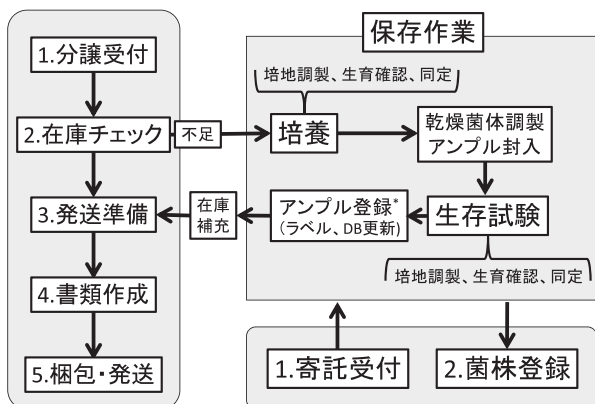


図1 NRICの業務のフローチャート(分譲と寄託)
*コンタミネーションや生育不良等の異常があれば適宜対応する。

る。ただし、Step 2は場合によっては必要ない。いずれも有償とし、契約期間は定める。

Step 1. 研究試料の提供に関する覚書(MTA)締結

非公開株を分譲するためのMTAを締結する。多くの場合、分譲株をすぐに商業利用することはなく、複数の分譲株の中から研究により有用な菌株を選抜する。

Step 2. 独占使用契約

商業利用への期待が高い選抜株について、ユーザーは一定期間の独占的使用権を得て該当株をNRICから他ユーザーに分譲をしないようにする契約を結ぶ。これによって、時間を掛けてさらなる選抜や選抜株の機能性を評価することができる。ただし、分譲株を用いてすぐに商業利用する場合は本契約を省略して次の商業利用契約を結ぶ場合がある。

Step 3. 商業利用契約

分譲株の実用化が見出された場合、商業利用するための最終的な契約を結ぶ。この契約には独占使用権を含み、必ず次の①~④の内容も含む。

- ①菌株は本学に帰属し、いかなる権利も譲渡はしない。
- ②菌株の利用内容(分野・目的)を定め、目的外使用を禁止する。ただし、学術研究目的のための利用は制限しない。
- ③菌株を利用した産物(商品)の広告(説明や紹介)には必ず本学の株を使用している旨を明記する。

④利用料を支払う。詳細についてはその都度相談する。

以上の契約によってユーザーが安心して菌株を利用でき、同時に、Step 3によって④により内への、③により外へのNRICのPRとなっていることを少しでも期待している。

4. 菌株データベース

NRICが生き残るためには非公開株のユーザー拡大が欠かせない。そのためには広報活動によっていかに保存株が有用かをアピールしたうえで、最適な菌株を提供することが必要である。もはや菌株販売企業である。そこで広報戦略の一つとして、近年、性状データを加えたWeb乳酸菌株データベースを公開した(田中ら, 2017)。検索システムは当初の単にキーワード検索するシステムから発展して、現在は数ある菌株の中から最もユーザーの目的に合った株を抽出するための情報理論を活用した検索システムの開発に取り組んでいる。今後さらなる付加価値情報を提供する予定である。データベース検索システムには菌株保存室のホームページ(<http://nodaiweb.university.jp/nric/>)からアクセスできる。

5. おわりに

カルチャーコレクションを評価する立場の分野外の人には活動内容と存在価値が伝わりにくい、というのを身にしみて感じている。したがって、微生物と同じく生存戦略が必要と考えている。NRICの場合は教育機関の組織に属し学内での貢献が求められてきたようだが、近年では学外への実績(=収入)が評価される方向にシフトしている。すなわち、新たに経営への貢献も求められている。いま取り組んでいるさまざまなNRICの生存戦略が正しいかはわからないが、その一つの広報活動がNRICに明るい未来をもたらしてくれることを期待するばかりである。

文献

田中尚人, 宮崎 智, 鈴木智典, 富田 理, 梶川揚申, 内野昌孝, 五十君静信, 岡田早苗 2017. ユーザーの求める機能性乳酸菌株のオンライン選抜システムの開発. 日本微生物資源学会誌 33 : 31-37.